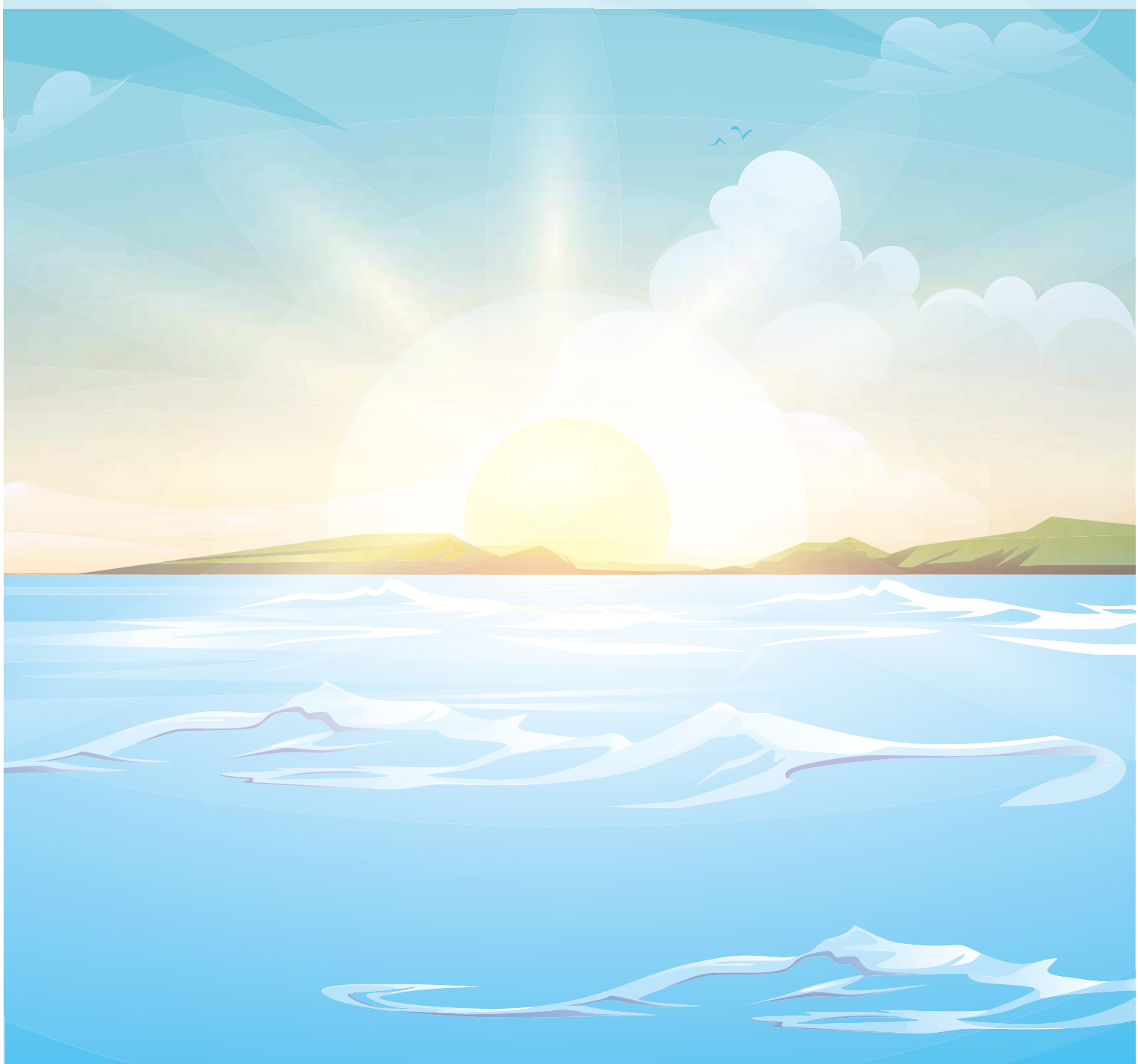


第4章

島しょ地域における分教室設置の考え方



1 検討の視点

八丈分教室モデル事業を通じて得られた知見を踏まえ、今後の島しょ地域における分教室設置の考え方を検討する。島しょ地域という地理的条件を踏まえた上で、検討の視点として、以下の5点を考慮する。

(1) 学習環境

これまで東京都教育委員会が所管する分教室は、特別支援学校内^{※11}あるいは病院内^{※12}や療育センター内^{※13}に設置してきた。しかし、島しょ地域の場合、施設に限りがあるため、後期中等教育を行う分教室は、同じ教育機関である高等学校内に設置することが有効である。

また、高等学校とは教育活動において連携することが重要である。分教室の生徒と高等学校の生徒が普段から交流及び共同学習の場を持つことは、多様性や共生社会への理解促進につながり、両校の生徒たちの成長に大きく寄与することが今回のモデル事業から実証されている。

施設面からは、分教室が専用として使用できる教室として学級数と同数の普通教室仕様のホームルーム教室と作業学習用実習室があること及び高等学校の週時程を考慮しながら特別教室を共用することについて検討することが望ましい。

(2) 集団による教育活動

集団による学習により個々の社会性等を伸長していくという観点からは、一定の規模の生徒集団は必須である。

今回のモデル事業では高等学校との交流及び共同学習を通じ、日常的な集団学習を補完できることが確認された。ただし、通常の教科学習や作業学習においても、生徒間の学び合いや関わりにおいて集団による教育活動は重要な意義を持つ。また、分教室の継続性の観点からは、設置後数年間にわたり複数人の生徒入学が見込まれることが必要である。

※11 聴覚障害特別支援学校の分教室として都内3校の特別支援学校内に三つの分教室を設置

※12 病弱教育の取組として都内5病院内に五つの分教室を設置

※13 肢体不自由特別支援学校の分教室として都内4療育センター内に四つの分教室を設置

そのため、集団による教育活動の観点からは、高等学校内併設により高等学校生徒との日頃からの交流機会が確保されていることを条件として、1学年に複数人の生徒の入学が見込まれ、少なくともその状態が3年以上継続し、全学年に学級を設置することが想定される場合において、適切な教育活動が確保され则认为る。

(3) 教職員体制

島しょ地域に設置する分教室では、進路指導や教育相談のみならず、あらゆる対外的な交渉の場面で、特別支援学校としての特別支援教育に関する専門性や島の地域性を踏まえた高度な判断が日常的に求められる。また、教員の人事管理やサービス監督の観点からも、管理職の存在は欠かせない。そのため、専門性のある管理職である副校長の配置は必須である。

教員には、特別支援教育に対する知識はもとより、島の限られた環境の中でも力を発揮できる円滑なコミュニケーション能力及び前向きなチャレンジ精神が必要条件である。分教室の教員については、適材適所を考慮した人員配置が求められる。

また、教育課程の中で15程度の教科等の設定が必要なことや、ほかにも校務分掌があることを考慮すると、ある程度の教員数を確保することが望ましい。

なお、開設当初は少人数の教員での運営が想定されるため、業務分担や学習指導の支援等で、本校との連携を密にしていくことが重要である。

経営企画室には、庶務事務等を行う分教室所属の都立学校経営企画室支援員（会計年度任用職員）を配置し、特別支援学校に特有な業務の円滑な遂行につなげていく。

(4) 継続設置による連続性

分教室が一つの学校として島に根付いていくためには、島それぞれ独自の文化やコミュニティと息の長い関係を築いていく必要がある。継続的に分教室を運営していくためには、進路指導で実績を上げるなど分教室の認知度を高め、島内外から認められる存在にならないといけない。

分教室の継続的な設置による連続性の確保、そのためには、生徒や保護者から選ばれる学校となるよう、分教室の魅力向上と効果的な広報が求められる。

(5) 特別支援教育のセンター的機能

分教室は設置された島内において、特別支援教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒について、通常の学級に在籍する児童・生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくため、分教室が、教育上の高い専門性を生かしながら島内の小・中学校を支援していくことが求められる。

島内の小・中学校教員への支援や特別支援教育に関する相談・情報提供等、分教室は特別支援教育のセンター的機能を発揮することが重要である。

2 今後の島しょ地域における分教室設置の考え方

以上の視点を踏まえ、あり方検討委員会として、島しょ地域における知的障害教育部門・高等部の特別支援学校分教室設置に関する考え方を、次のとおり整理する。

- I 既設の高等学校との併設により、適切な学習環境を整えることができること。
- II 併設する高等学校と分教室が、教職員や施設面等において、相互理解の下、円滑な協力関係を構築できること。
- III 設置後数年間にわたり1学年に複数人の生徒入学があり、全学年に学級を設置することが継続的に見込まれること。

今後島しょ地域において分教室設置を計画する際には、上記の考え方を一つの目安として、検討されるよう提言する。

なお、分教室開設後、生徒数が全学年を通し一人もいなくなった場合には、翌年度以降の生徒入学数の見込みを考慮した上で休室を検討する。また、分教室の再開については、上記の設置の考え方に基づき判断する。

島しょ地域に特別支援学校の分教室を設置することは、障害のある子供たちが生まれ育った地域において引き続き教育が受けられるという面で多様な学びの場の創出につながる。また、設置する高等学校と交流及び共同学習の場を設けることで多様性や共生社会の理解促進につながり、インクルーシブな教育を推進する上でも大きな効果が期待できる。

しかしながら、新たな分教室を設置し継続していくためには、高等学校等関係機関との日々の連携や教職員体制の整備、一定の集団による教育活動の維持等考慮すべき事項がある。

以上の点を踏まえつつ、島しょ地域における特別支援学校分教室の新規設置については、本委員会での提言を参考に慎重に検討していくことが重要である。

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
资
料